

第18回桜井市地域ブランド認定推進委員会 次第

日時：令和元年6月11日（火）午後2時 から

場所：陽だまり 2階 会議室2

1. 委員紹介
2. 第5回大和さくらいブランド認定品 申請受付について
（資料1）第5回「大和さくらいブランド」認定品募集チラシ
3. 第2回大和さくらいブランド認定品の更新について
（資料2）令和元年度内に更新が必要な認定品一覧
（資料3）大和さくらいブランド認定事業者更新ヒアリングシート（案）
4. 農産物を審査・認定する際の課題について
（資料4）農産物を審査・認定する際の課題
5. 年間スケジュールについて
（資料5）令和元年度桜井市地域ブランド認定推進委員会
年間スケジュール（案）
6. その他
 - ・ 次回委員会の日程について

第4回 「大和さくらいブランド」認定品募集!!

5

桜井市の“いいもの”を募集します。

桜井市の資源特性を生かし、「桜井らしさ」の個性と魅力をもった産品を「大和さくらいブランド」として認定します。
「大和さくらいブランド」にふるってご応募ください。

令和元年 募集期間
平成30年 木 平成30年 30 月
8月1日~9月28日

結果発表
令和元年
平成30年11月頃結果発表



桜井市の“いいもの”をお待ちしています。

農産品、林産品などの一次産品

麺類、調味料、菓子類、飲料などの加工品

※ただし、「三輪素麺」については既に大和さくらいブランドに認定されており、新たな申請の受付はしません。

焼物、木材木工品、文具や和紙などの工芸品

市内を観光する旅行サービス商品

※ツアー催行実績などがあるものとします。

大和さくらいブランドとは？

桜井市にある「桜井らしさ」の個性と魅力を持ったさまざまな素晴らしい産品（資源）の中から桜井市地域ブランド認定推進委員会が審査し、市長が認めたものを「大和さくらいブランド」として認定します。

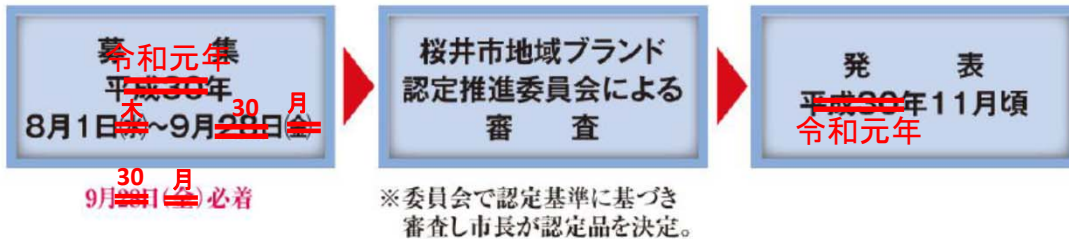
大和さくらいブランドに認定されると？

- ① 認定品等への「大和さくらいブランド認定マーク」が表示できます。
- ② 市が行なう観光プロモーション時の物販に取り上げます。
- ③ 市のホームページ・パンフレット等に重点的に掲載します。
- ④ マスコミ等への積極的な情報提供を行ないます。
- ⑤ 販路拡大の支援を行ないます。



大和さくらいブランド認定マーク

認定までの流れ



応募できるのは？

- 桜井市民
- 桜井市内に住所を有する事業所

応募にふさわしい
ものは？

こんな産品を大いに歓迎します。

- 独自性や優位性のあるもの
- 物語（ストーリー）性や伝統性のあるもの
- 品質の良いもの
- 市場性、経済性、将来性のあるもの など

申請方法

- 所定の申請用紙に必要事項をご記入の上、関係書類を添えて直接桜井市役所観光まちづくり課まで提出してください。
- 申請書類の様式は市ホームページからダウンロードできます。また、桜井市役所観光まちづくり課でもお配りしています。市ホームページ(<http://www.city.sakurai.lg.jp>)をご覧ください。

【申請書提出先・問い合わせ先】

桜井市まちづくり部 観光まちづくり課 観光事業係（市役所本庁2階）

〒633-8585 桜井市大字粟殿432-1

電話：0744-42-9111（内線342） FAX：0744-46-1782

受付時間： 8：30から17：15（土日祝日を除く）

令和元年度中に更新が必要な大和さくらブランド認定品一覧

認定回	認定番号	認定日	認定期間	申請品名称	申請者	商品概要
第1回	8	平成28年6月22日	令和2年3月31日	戎春雨	奈良食品(株) 代表取締役 森下 晃	添加物不使用で、昔ながらの製法(天日干し)により製造した春雨。桜井市は、春雨発祥の地といわれている。
第1回	9	平成28年6月22日	令和2年3月31日	三輪そうめん	奈良県三輪素麺販売協議会 会長 池田 利一 奈良県三輪素麺工業協同組合 理事長 池側 義嗣	素麺発祥の地: 桜井市を代表する産品。コシが強く滑らかで、歯切れの良いそうめん。
第2回	10	平成28年11月29日	令和2年3月31日	談山 貴醸酒 <small>ルイジョウ</small> 累醸酒	西内酒造 西内康雄	奈良県産のお米を使用し、仕込み水に貴醸酒を利用した酒。
第2回	11	平成28年11月29日	令和2年3月31日	荒神の里・笠そば(乾麺)	(有) 荒神の里・笠そば 代表取締役 山本 信廣	笠地区で生産した玄そばを使用した乾そば。
第2回	12	平成28年11月29日	令和2年3月31日	記紀万葉ふるさと巡りツアー(山の辺の道コース)	日の丸交通(株) 代表取締役 辻喜代一	大神神社~檜原神社~纏向古墳群をタクシードライバーの観光案内で効率よく名所を巡るタクシーツアー。

※ 「戎春雨」「三輪そうめん」については第1回に認定された商品ですが、審査保留により認定時期が1年ずれ込みましたので、更新時期が第2回と同時期になっています。

大和さくらいブランド 更新ヒアリングシート

1. 商品概要・事業者プロフィール

認定 No		ヒアリング日	
商品名		認定日	
事業者名		更新期限	

2. 販売実績について

申請書記載内容
ブランド認定以前
ブランド認定以降

3. 市場・販路について

通信販売の有無
現状の売場
今後の方針

4. その他

例) 認定当初との変更点など

大和さくらいブランド 農産物を審査・認定する際の課題

昨年度に実施した第4回大和さくらいブランド審査会において、吉隠米が認定されましたが、今後も積極的に地域の農産物を募集したいと考えています。ただし、現在、農産物を大和さくらいブランドに認定するためには、以下のような課題がございます。

委員の皆様には、これらの課題を解決すべく、ご議論いただきたいと思います。

課題1 認定時期についての課題

現在の大和さくらいブランドの年間スケジュールは以下の通りとなっています。

6月	年度内第1回委員会開催
8月～9月	認定品の募集
10月	年度内第2回委員会開催（審査会）
11月～12月	認定品の公表（記者発表）
翌年2月	年度内第3回委員会

昨年度認定した吉隠米は偶然にも10月が収穫時期であったため、上記スケジュールで審査することができましたが、収穫時期が異なる農産物を審査する際、現状では対応することができませんので、対策を講じる必要があります。


課題2 認定方法についての課題

現在の大和さくらいブランドの認定基準は、主に以下の通りとなっています。

- ① 独自性・優位性…他の品と比べてどのような違いがあるか
 - ② 物語性・伝統性…桜井市ならではのストーリーがあるか
 - ③ 品質…消費者の視点に立った品質管理を行っているか
 - ④ 市場・経済性・将来性…市場の需要に合致し、継続的に生産販売可能か
- ③・④については全ての産品に言えることですが、①・②については、育てた作物を加工せずに販売するという農産物の特性上、個性を出す事が非常に難しいため、審査基準について改めて考える必要があります。

令和元年度 桜井市地域ブランド認定推進委員会 年間スケジュール

資料5

	桜井市地域ブランド認定 推進委員会	認定作業	プロモーション	事務局作業	備考
4月					
5月					
6月	【11日】 第18回委員会		今年度事業実施方針報告	第5回認定品募集チラシ作成 (予定)	
7月			【7日】 大和さくらいブランド販売イベント(東京有楽町 東京交通会館)		
8月		 <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;"> 第5回認定品 申請の受付 (予定) </div>		8月号市広報へチラシ折込 (予定)	
9月					
10月	第19回委員会(審査会) (予定)	第5回 認定品 審査 (予定)			
11月				第5回認定品 パンフレット 作成・印刷 (予定)	第5回認定品 認定証授与式 (予定)
12月					
1月			第5回認定品 市広報誌掲載		
2月	第20回委員会	来年度事業の検討			
3月					